健康保険上の扶養
簡単まとめ

Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

健康保険上の扶養 簡単まとめ

健康保険上の被扶養者の認定要件

- **収入要件**

  60歳未満の方: 年間収入が130万円未満。

  60歳以上または一定の障害を有する方: 年間収入が180万円未満。

  収入には、給与、年金、失業給付、傷病手当金、出産手当金などが含まれます。

  被保険者により生計を維持されていること

  別居の場合: 被保険者からの仕送り額より収入が少ないこと。

- **生計維持要件**

  主として被保険者により生計を維持されていること。

- **国内居住要件**

  日本国内に住民票があること。

- **収入の判定期間**

  被扶養者となる日以降の1年間の収入見込み額で判断されます。

© MoneyForward, Inc.

税法上の扶養（扶養控除）との違い

項目	健康保険上の扶養	税法上の扶養（扶養控除）
判定基準	年間収入（非課税収入も含む）	年間所得（課税対象の所得）
判定期間	被扶養者となる日以降の1年間の収入見込み	その年の1月1日から12月31日までの所得
収入要件	130万円未満（60歳以上等は180万円未満）	所得48万円以下（給与収入のみの場合は103万円以下）
対象親族の範囲	原則として3親等以内の親族	6親等以内の血族および3親等以内の姻族 16歳以上
同居の必要性	一部の親族を除き、同居が要件となる場合あり	同居の必要はない

被扶養者から外れる場合の対応

- 被扶養者の年間収入が130万円（または180万円）以上となった場合など、被扶養者資格を喪失します。
- 喪失した場合、被保険者は速やかに「健康保険 被扶養者（異動）届」を提出し、被扶養者は保険証を返還する必要があります。

企業が注意すべきポイント

- 年末調整時に、従業員の扶養状況を正確に把握し、健康保険および税法上の扶養の要件を満たしているか確認することが重要です。
- 扶養の手続き漏れを防ぐため、人事労務管理システムの活用や定期的なチェック体制の構築が推奨されます。

© MoneyForward, Inc.